

〔6〕 授業科目履修規程（短大）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、九州産業大学造形短期大学部（以下「本学」という。）学則（以下「学則」という。）第11条第1項の規定に基づき、授業科目の履修及び単位の修得に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 授業科目の履修

（卒業要件）

第2条 本学を卒業するためには、学則第9条第2項別表第1に掲げる授業科目を履修し、かつ、学則第10条に定める単位を修得しなければならない。

（必修科目）

第3条 学則第9条第2項別表第1の規定により、指定された必修科目の単位を修得しないものは、その他の授業科目の単位を修得しても卒業することはできない。

（選択必修科目）

第4条 学則第9条第2項別表第1に指定された選択必修科目のうち、学則第10条に定められた単位は、修得しなければならない。

2 前項に規定する単位を超えて修得した場合は、これを卒業要件の同一科目区分の選択科目の必要な単位として振り替えることができる。

3 英語を母国語とする留学生は、外国語科目の選択科目を外国語科目の選択必修科目の単位として替えることができる。

（選択科目）

第5条 学則第9条第2項別表第1に指定された選択科目のうち、学則第10条に定められた単位は、修得しなければならない。

（履修年次）

第6条 年次別の授業科目の配当は、別表第1（年次別授業科目配当表）に定めるとおりとする。ただし、都合により、多少変更することがある。

2 授業科目の履修は、原則として所属年次配当の授業科目を履修しなければならない。ただし、所属年次以下の授業科目については、この限りでない。

（履修制限）

第7条 同一学期（「クォーター」を含む。以下、同じ）及び時限に配当されている授業科目を重複して履修することはできない。

2 専門科目の履修は、原則として科目名称に付けられたⅠ、Ⅱ、Ⅲの順序に履修しなければならない。

3 学則第9条第2項別表第1に定める「領域ごとの選択必修科目」を履修するためには、2年次までに原則として同一系列の系列専門科目2単位又は同一領域の領域専門科目6単位以上を修得していなければならない。

4 卒業研究を履修するためには、原則として学則第9条第2項別表第1に定められた「領域ごとの選択必修科目」2単位を修得し、かつ、当該年度の卒業が可能となるよう履修していなければならない。

5 学則第10条に定める専門科目の選択必修科目のうち、学則第9条第2項別表第1に定め

る共通専門科目については、「立体構成」、「平面構成」又は「写真基礎演習」から4単位及び「学外アートプロジェクト（平面）A」、「学外アートプロジェクト（平面）B」、「学外アートプロジェクト（立体）A」又は「学外アートプロジェクト（立体）B」から2単位を修得しなければならない。

- 6 各年次で履修できる専門科目、基礎教育科目及び外国語科目の単位数の上限は次のように定める。ただし、学期授業期間外に実施する集中講義科目等の単位数は含めないものとする。また、各学期終了時までの累積 GPA が3.0以上の者は、さらに4単位履修することができる。

1 年次	2 年次
46	46

（再履修）

第8条 既に単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

第3章 受講

（受講）

第9条 授業科目を履修するためには、その授業科目の講義（演習、実験、実習及び実技又はこれらを併用する場合を含む。以下同じ。）を登録し、受講しなければならない。

（欠講）

第10条 選択科目は都合により、開講しないことがある。

- 2 開講した講義でも受講人員によって開講を取り止めることがある。

（選択受講）

第11条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講できる。

- 2 受講すべき講義を特に指定しているときは、前項の規定にかかわらず、指定された講義を受講しなければならない。ただし、正当な理由のあるものについては、授業科目担当教員の許可を得て、指定外の講義を受講することができる。

（受講制限）

第12条 各講義は、その内容、教室の都合等により、受講資格を限定し、受講人員を制限することがある。

（英語科目の受講条件）

第13条 共通英語科目の授業科目は、少人数能力別クラスを編成するため、下表のとおり受講条件を定める。

区分	配当年次	1 年次	2 年次
		授業科目（単位）	授業科目（単位）
共通英語科目		Reading & Writing I (1) Reading & Writing II (1) Listening & Speaking I (1) Listening & Speaking II (1)	Reading & Writing III (1) Listening & Speaking III (1)
受 講 条 件		(1) プレイスメントテストを受験していなければならない。 (2) 1 年次においては、原則として「Reading & Writing」と「Listening & Speaking」を同時に履修しなければならない。	

- 2 前項の少人数能力別クラスは、プレイスメントテスト又はアチーブメントテストの結果に基づき編成する。ただし、履修者数によっては、この限りではない。
- 3 Reading & Writing 及び Listening & Speaking を不合格になった者及び受講条件を満たさなかった者は、指定された再履修クラスを受講することができる。

4 少人数能力別クラスの履修において、履修制限を設けることがある。

(登録方法)

第14条 授業科目の登録は、所定の方法により登録手続をしなければならない。

(登録時期及び期間)

第15条 授業科目の登録期間は、原則として各学期始めとし、登録期間は、毎学年の始めに指定する。

(登録変更の制限)

第16条 登録手続をした科目は、指定された登録期間以外では正当な理由なしに変更することはできない。

(登録の追加及び取消)

第17条 登録科目の追加及び取消は、指定した期間内に所定の願書を、教務課に提出した場合に限り、これを承認する。

2 登録の追加及び取消期間は、別に指定する。

(放棄)

第18条 登録した授業科目の受講又は試験を放棄したときは、その成績を不可とする。

(未登録科目)

第19条 登録を行わない授業科目は、たとえ受講し、かつ試験に合格しても無効とし、その成績を得ることはできない。

第4章 単位

(単位の修得)

第20条 授業科目の単位を修得するには、その科目を履修し、かつ、試験に合格しなければならない。

2 試験に合格しなかった場合、その授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を再履修しなければならない。

(単位の算定基準)

第21条 授業科目の単位算定基準は、学則第12条に基づき次のとおり定める。

(1) 専門科目及び基礎教育科目の講義の単位は、原則として週1限(100分、以下同じ。)以上の授業と授業時間外に必要な学修時間及び授業期間を考慮して、1単位、2単位又は4単位とする。

(2) 外国語科目は、週1限以上の授業と授業時間外に必要な学修時間及び授業期間を考慮して、1単位とする。

2 集中講義、隔週講義等は、前項に基づいて換算する。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 学長は、学則第23条の規定に基づき、第1年次に入学した学生が入学前に短期大学又は大学等において修得した授業科目の単位について、本学において教育上有益と認めたときは、教授会の意見を聴取した上で、認定することができる。

2 前項の既修得単位認定の申請は、単位認定願に当該科目を履修した大学又は短期大学等の発行する単位修得証明書を添えて、教務課に届出なければならない。

3 前項の手続きは、学年始めの授業開始後1週間以内に行わなければならない。

4 第2項の申請があったときは、審査のうえ、認定結果を本人に通知する。

5 第1項の規定は、第23条第3項の場合にも準用する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第23条 学長は、学則第15条の規定に基づき、他の短期大学又は大学における授業科目を履修し、修得した単位について、教授会の意見を聴取した上で、本学において修得した単位として認める。

2 前項で認定された単位については、学則第10条に定める卒業要件の単位数に含めるものとする。

3 第1項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合及び外国の大学等の教育課程等を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を国内で履修した場合においても準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に対する単位の認定)

第24条 学長は、学則第16条に基づき、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校の専攻科における学修又は大学以外の教育施設等における学修については、教授会の意見を聴取した上で、4単位を上限として、本学において修得した単位として認める。

2 前項で認定された単位については、学則第10条に定める卒業要件の単位数に含めるものとする。

3 第1項により単位認定を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、申請にあたっては別に定める「短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書」に合格証明書の写しを添え、所定の期日までに教務課へ提出するものとする。

(1) 本学入学（再入学、転入学及び編入学を含む。）前に、前項に定める学修に合格している者

(2) 本学在学中に、前項に定める学修に合格した者

4 前項の規定による単位認定の申請に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる学修及び単位は、別表第2に定める。

5 別表第2の英語系列においては、本人の申請により、いずれか1種類の検定試験等を認定する。

6 前項で認定された単位のうち、専門系列については、学則第9条第2項別表第1の表中「専門科目の共通専門科目」として振り替えることができる。

7 第5項で認定された単位のうち、専門系列を除く各系列については、学則第9条第2項別表第1の表中「外国語科目」として振り替えることができる。

8 本学が修得したとみなす授業科目の成績は、「認定」と表示する。

(認定単位の上限)

第24条の2 第22条、第23条及び第24条に規定する単位の認定は、合わせて30単位を超えないものとする。

第5章 試験及び成績

(試験)

第25条 学則第14条に基づき、授業科目修了の認定のために試験を行う。

2 試験は、定期試験、追試験、臨時試験及び再試験に分ける。

3 作品、研究報告、論文等をもって前項の試験にかえることができる。

(試験の種類)

第26条 定期試験は、原則として学期末、クォーター末又は学年末に行う試験をいう。

- 2 追試験は、定期試験に際して病気その他やむを得ない事由により受験できなかった者に行う試験をいう。
- 3 臨時試験は、授業科目担当教員の判断により随時、臨時に行う試験をいう。
- 4 再試験は、学年末の成績評価において、卒業に必要な授業科目が不合格となった者に行う試験をいう。

(受験資格)

第27条 次の各号のいずれかに該当するときは、受験することができない。

- (1) 試験を受けようとする科目をその年度において登録していないとき
- (2) 試験を受けようとする科目について出席回数が3分の2に満たないとき
- (3) 定められた期日までに修学費を完納していないとき
- (4) 受験中、学生証を所持していないとき
- (5) 試験開始後20分以上遅刻したとき

(成績)

第28条 成績は、試験又はこれにかわる作品、研究報告、論文等によって評価する。ただし、原則として、出席及び平常の学習状態を加味するものとする。

(成績評価基準)

第29条 学則第14条第3項に規定する成績評価は、次の基準によるものとする。

- (1) 秀 90点から100点
- (2) 優 80点から89点まで
- (3) 良 70点から79点まで
- (4) 可 60点から69点まで
- (5) 不可 59点以下

2 前項の前項の成績の表示は、次表により行う。

表示の種別	表 示					
成績証明書上の表示	秀	優	良	可	不可（表示せず）	
学生への成績表示	S	A	B	C	D (再試験受験可)	E (再試験受験不可)

(GPA)

第30条 GPA は、授業科目の成績評価に対するグレードポイント（以下「GP」という。）を定め、それに各授業科目の単位数を乗じ、その総和を登録科目総単位数で除する成績係数とする。

2 GP 及び GPA の算出式等は次のとおりとする。

(1) 成績表示に対する GP は、次のとおりとする。

成績表示	成績評価	G P
S	秀	4
A	優	3
B	良	2
C	可	1
D	不可	0
E	不可	0

(2) GPA は、次のとおり算出する。

$$\text{GPA} = \left[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得た GP}) \right] \text{の総和} \\ \div (\text{履修登録した単位数}) \text{の総和}$$

(3) GPA の計算には、学則第15条、第16条、第16条の2、第23条、第25条及び第32条により単位を認定された科目は含まない。

(修学指導、退学勧告及び懲戒)

第30条の2 病気、その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、修得単位、GPA、出席率が一定の基準を満たさない者に対しては、文書若しくは面談をもって修学指導を行う。

2 修学指導にもかかわらず改善が見られない場合は、退学勧告を行う。

3 退学勧告にもかかわらず改善が見られない場合は、学則に基づく懲戒を行う。

(成績発表及び成績評価についての照会)

第31条 成績発表は、成績表を各学期に交付する。

2 前項に加え、2年次は卒業に係る成績発表時に交付する。

3 学生は、自己の成績評価に疑義があるときは、当該授業科目の担当者に照会することができる。

(1) 成績評価に関する照会期間は、原則として当該授業科目の成績公開日から2週間以内とする。ただし、照会することができる授業科目は、当該学期の授業科目に限るものとする。

(2) 照会を希望する学生は、教務課において「成績照会希望の手続き」を行わなければならない。

(3) 成績評価に関する照会は、成績評価の厳正さを担保するものであり、成績不良者に対する救済の機会を提供するものではない。

(追試験)

第32条 病気その他やむを得ない事由により定期試験を受験できなかった者は、学年を問わず追試験の受験を申し出ることができる。ただし、履修規程の受験資格に定める出席回数を満たしていること。

2 追試験を申し出る者は、所定の追試験受験願に次項に掲げる所定の提出書類を添付し、教務課へ届け出なければならない。

3 追試験追試験を申し出ることのできる要件は、次のとおりである。

	要 件	提 出 書 類	備 考
①	本人の病気又は怪我	診断書又は医証	
②	二親等以内の危篤（看病及び介護含む）又は死亡	診断書、医証、会葬礼状のうちいずれか	死亡の場合は、7日間有効
③	交通機関の遅延	交通機関が発行する遅延証明書	
④	就職活動、インターンシップにおいてキャリア支援センター所長が適当と認め証明書を発行するもの	キャリア支援センター発行欠席届	
⑤	課外活動において学生委員長が適当と認め証明書を発行するもの	学生部発行課外活動参加証明書	
⑥	学外活動（ボランティア含む）において学生委員長が適当と認め証明書を発行するもの	学生部発行課外活動参加証明書（ボランティア活動）	
⑦	勤務都合	在職証明及び勤務理由	社会人学生のみ
⑧	交通事故（車・二輪車）	事故証明書、本学駐車許可証写（車のみ必要）	通学途中に限る
⑨	二親等以内の結婚式	招待状	
⑩	教務委員長が認めるもの	追試験理由書	

4 追試験を申し出る者は、別に定める追試験料を納付しなければならない。

5 追試験受験願の受理期間は、定期試験最終日の翌日までとする。

6 追試験の実施の可否は、授業科目担当教員が判定する。

7 追試験の申込が不許可となった場合には、追試験料を返却する。

8 追試験の実施時期は、別に定める。

(再試験)

第33条 卒業見込者で、次の各号のすべてに該当する者は、再試験を受けることができる。

- (1) 再試験合格により学則第10条に掲げる卒業要件を満たすことができる者
- (2) 当該受験科目をその年度に履修し、かつ、成績評価がD（再試験受験可）であること
- 2 演習又は実習科目の提出作品については、再試験又はこれに準ずる成績再評価は行わない。
- 3 再試験を受けることができる者は、再試験合格により、学則第10条に掲げる卒業要件を満たすことができる者とし、卒業に必要な単位のうち6単位まで受験できるものとする。
ただし、卒業研究及び基礎教育科目の演習科目を除く。
- 4 再試験の成績評価は、可又は不可とする。
- 5 再試験を受験する者は、所定の手続きを取り、別に定める再試験料を納付しなければならない。

(学期末特別補講)

第34条 当該科目をその学期に履修し、授業科目担当者が認める者は、学期末特別補講を受講することができる。

- 2 学期末特別補講を実施する授業科目は、描写ⅠA、描写ⅠB、デジタルコンテンツ技法、立体構成、平面構成、写真基礎演習とする。
- 3 学期末特別補講の成績評価は、可又は不可とする。
- 4 学期末特別補講を受講する者は、別に定める特別補講料を納付しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和58年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、昭和61年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した学生に対する改正後の履修規程第6条別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した学生に対する改正後の履修規程第6条別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した学生に対する改正後の履修規程第6条別表の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生に対する改正後の履修規程第6条別表の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生に対する改正後の履修規程第3条、第4条、第6条別表、第7条、第8条及び第21条の2の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生に対する改正後の履修規程第4条の2及び第6条別表の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生に対する改正後の履修規程第6条別表の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生に対する改正後の履修規程第6条別表第1の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生に対する改正後の履修規程第6条別表第1の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生に対する改正後の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改定後の規程第7条第6項、第30条の2の規程及び九州産業大学造形短期大学部の名称変更については、平成29年度在学生から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 平成31年度以前に入学した学生に対する改正後の規程第7条、第24条、第30条の2及び第34条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生に対する改正後の履修規程第6条別表第1、第13条の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した学生に対する改正後の規程第6条別表第1及び第34条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生に対する改正後の規程第6条別表第1、第7条、第24条第2項別表第2の（単位を認定することができる学修の範囲）のうち、「2次元CAD利用技術者試験」、「3次元CAD利用技術者試験」、「カラーコーディネーター検定試験」、「TOEIC L&R（公開 / IP）」の水準（級別・得点）及び認定する単位数及び第34条の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、「CAD利用技術者試験」は「2次元CAD利用技術者試験」若しくは「3次元CAD利用技術者試験」に「TOEIC」は「TOEIC L&R（公開 / IP）」に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生に対する改正後の規程第6条別表第1、第13条、第21条及び第34条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第 1

年次別授業科目配当表

造形芸術学科

(注) *印は必修科目 △印は選択必修科目 ●印は系列専門科目

区 分		1 年 次				2 年 次			
		授業科目名	単 位			授業科目名	単 位		
			講義	演習	実習		講義	演習	実習
基礎 教育 科目		*キャリア・プランニング		2		△実用国語（伝達力）	2		
		*プライマリーセミナーA		1					
		*プライマリーセミナーB		1					
		*プライマリーセミナーC		1					
		*プライマリーセミナーD		1					
		△実用国語（文章力）	2						
		キャリア研究		2					
		日本伝統文化		2					
		日本の歴史A	1						
		日本の歴史B	1						
		世界の歴史A	1						
		世界の歴史B	1						
		日本国憲法A	1						
		日本国憲法B	1						
		哲学の世界A	1						
		哲学の世界B	1						
		心理学の世界A	1						
		心理学の世界B	1						
		文化人類学A	1						
		文化人類学B	1						
		美学・美術史	2						
		芸術の世界A	1						
		芸術の世界B	1						
		ジェンダーと社会A	1						
		ジェンダーと社会B	1						
		創造と権利		2					
		スポーツ科学演習A		1					
		スポーツ科学演習B		1					
		実用数学（計算力）A	1						
		実用数学（計算力）B	1						
		情報処理演習A		2					
		情報処理演習B		2					
外国 語 科 目	共通英語科目	△Reading & Writing I		1		△Reading & Writing III		1	
		△Reading & Writing II		1		△Listening & Speaking III		1	
		△Listening & Speaking I		1					
		△Listening & Speaking II		1					
		△English Expressions A		1					
		△English Expressions B		1					
		フランス語 I		1					
		フランス語会話 I		1					
		韓国語 I		1					
		韓国語会話 I		1					
専 門 科 目	共通専門科目	*描写 I A		1		近代デザイン史	2		
		*描写 I B		1		美術と情操		2	
		*デジタルコンテンツ技法		2		ポートフォリオ制作実習			2
		△平面構成		2		デザイン応用実習(グッズ)			2
		△立体構成		2		デザイン書道		2	
		△写真基礎演習		2					
		△学外アートプロジェクト(平面)A		2					
		△学外アートプロジェクト(平面)B		2					
		△学外アートプロジェクト(立体)A		2					
		△学外アートプロジェクト(立体)B		2					
		美術概論	2						
		デザイン概論	2						
		写真芸術論	2						

(注) *印は必修科目 △印は選択必修科目 ●印は系列専門科目

区 分			1 年 次				2 年 次			
			授業科目名			単 位 講義 演習 実習	授業科目名			単 位 講義 演習 実習
専 門 科 目	共通専門科目		ユニバーサルデザイン論	2						
			マンガ概論	2						
			西洋美術史	2						
			現代写真史	2						
			描写色彩			2				
			グラフィック	2						
			学外研修A	2						
			学外研修B	2						
			インターンシップ演習	2						
			形態の基礎I	2						
			書道II	2						
	芸術表現領域	系列専門科目	●絵画I(展開)			2	△絵画研究 *卒業研究		4	2
			●彫刻I(塑造)			2	△立体造形研究 *卒業研究		4	2
			●写真表現II(模倣から創作へ)			2	△写真研究 *卒業研究		4	2
		領域専門科目	絵画I(基礎)			2	絵画II(表現)			2
			デザイン表現I			1	絵画II(版画技法)			2
			デザイン表現II			1	絵画II(油彩技法)			2
			日本画			2				
			彫刻I(木彫)			2	彫刻II(表現)			2
			フィギュア制作基礎			2	彫刻II(技法)			2
			デジタルファブリケーション			2	フィギュア制作(デジタル造形)			2
			写真表現I			2	写真クリエイティブ実習B			2
		共通	写真クリエイティブ実習A			2	白黒写真演習	2		
			デジタル写真A(写真デザイン)			2	営業写真実習			2
			デジタル写真B(表現)			2	コマーシャルフォト			2
	ビジュアルデザイン領域	系列専門科目	●グラフィックデザイン実習A			2	△グラフィックデザイン研究 *卒業研究		4	2
			●イラストレーション実習A			2	△イラストレーション研究 *卒業研究		4	2
			●アニメーション・映像実習			2	△アニメーション・映像研究 *卒業研究		4	2
		領域専門科目	グラフィックデザイン基礎演習		2		グラフィックデザイン実習B			2
			エディトリアルデザイン実習		2		印刷デザイン実習			2
			パッケージデザイン実習		2		ブランディングデザイン実習			2
							VIデザイン演習	2		
			イラストレーション基礎演習		2		イラストレーション実習C(技法)			2
			イラストレーション実習B		2		キャラクターデザイン実習			2
							イラストレーション実習D(応用)			2
		共通	映像基礎演習		2		映像制作実習B			2
			映像制作実習A			2				
			ストップモーションアニメーションI		1					
			ストップモーションアニメーションII		1					
			サウンドデザイン演習		2					
		共通	メディアデザイン実習		2		3DCG実習			2
			マンガ制作実習A		2		Webデザイン演習C	2		
			広告概論	2			マンガ制作実習B			2
			コピーライティング	2						
			Webデザイン演習A		2					
			Webデザイン演習B		2					

(注) *印は必修科目 △印は選択必修科目 ●印は系列専門科目

区 分				1 年 次				2 年 次			
				授業科目名		単 位		授業科目名		単 位	
専 門 科 目	生 活 環 境 デザイン領域	系列専門科目	インテリア デザイン系	●建築・インテリアデザイン基礎			2	△建築・インテリアデザイン研究 *卒業研究		4	2
			プロダクト デザイン系	●プロダクトデザイン基礎(雑貨)			2	△プロダクトデザイン研究 *卒業研究		4	2
			陶 芸 系	●陶 芸 基 礎			2	△陶 芸 研 究 *卒業研究		4	2
			ファッション デザイン系	●ファッションイラストレーションB			2	△ファッションデザイン研究 *卒業研究		4	2
		領域専門 科目	I D 推 奨	建築・インテリアデザイン実習Ⅰ			2	建築・インテリアデザイン実習Ⅱ			2
				3 D C A D 実 習 Ⅰ			2	3 D C A D 実 習 Ⅱ			2
				インテリア空間デザイン実習			2				
				ショップデザイン実習			2				
			I D 推 奨	I D ・ P D 共通基礎演習A		2	2				
				I D ・ P D 共通基礎演習B		2	2				
			P D 推 奨	I D ・ P D 共通実習			2				
				プロダクトデザイン実習Ⅰ(家具)			2	プロダクトデザイン実習Ⅱ(家具)			2
		陶芸推奨	P D 推 奨	プロダクトモデリング実習Ⅰ			2	プロダクトモデリング実習Ⅱ			2
				プロダクトデザイン実習A			2	プロダクトデザイン実習B			2
		ファッ ション 推奨	I D 推 奨	陶 芸 手 び ね り 演 習		2		陶 芸 食 器			2
				陶 芸 型 物		2		陶 芸 大 物			2
		共 通	P D 推 奨	アパレルファッション演習		2	2	パターンメイキングB			2
				ファッションイラストレーションA		2	2	パターンメイキングC			2
		共 通	I D 推 奨	パターンメイキングA		2	2				
				ファッションビジネスA	2						
		共 通	I D 推 奨	ファッションビジネスB	2						
				アクセサリ制作基礎		2	2	アクセサリ制作A			2
		共 通	I D 推 奨	テキスタイル基礎		2	2	テキスタイル制作	2		2
				図				テキスタイルデザインA(染)			2
		共 通	I D 推 奨					テキスタイルデザインA(織)			2
								テキスタイルデザインB			2
		共 通	I D 推 奨					ト ン ボ 玉	2		

別表第2 (単位を認定することができる学修の範囲)

[専門系列]

授業科目の区分	技能検定試験等名	水準(級別・得点)	本学入学前に 取得したものに 認定する単位数	本学在学中に 取得したものに 認定する単位数
専 門 科 目 (選 択 科 目)	CG エンジニア検定	エキスパート	1 単位	1 単位
	マルチメディア検定	エキスパート	1 単位	1 単位
	インターネット検定(ドットコムマスター)	ベーシック以上	1 単位	1 単位
	Excel 表計算処理技能認定試験	2 級以上	1 単位	1 単位
	Word 文書処理技能認定試験	1 級	1 単位	1 単位
	Illustrator クリエイター能力認定試験	エキスパート	1 単位	1 単位
	Photoshop クリエイター能力認定試験	エキスパート	1 単位	1 単位
	Web クリエイター能力認定試験	スタンダード以上	1 単位	1 単位
	2 次元 CAD 利用技術者試験	2 級以上	1 単位	1 単位
	3 次元 CAD 利用技術者試験			
	カラーコーディネーター検定試験	スタンダードクラス以上	1 単位	1 単位
	色彩検定	2 級以上	1 単位	1 単位
	福祉住環境コーディネーター検定試験	3 級以上	1 単位	1 単位
	インテリアコーディネーター資格試験	—	1 単位	1 単位
	ファッションビジネス能力検定	3 級以上	1 単位	1 単位
	秘書検定	2 級以上	1 単位	1 単位
	ビジネス能力検定	3 級以上	1 単位	1 単位
	リテールマーケティング(販売士) 検定試験(日本商工会議所)	3 級以上	1 単位	1 単位

[英語系列]

授業科目の区分	技能検定試験等名	水準(級別・得点)	本学入学前に 取得したものに 認定する単位数	本学在学中に 取得したものに 認定する単位数
外 国 語 科 目 (選 択 必 修 科 目)	実用英語技能検定 TOEIC L&R (公開 /IP)	準 2 級以上 470点以上	1 単位	1 単位

[フランス語系列]

授業科目の区分	技能検定試験等名	水準(級別・得点)	本学入学前に 取得したものに 認定する単位数	本学在学中に 取得したものに 認定する単位数
外 国 語 科 目 (選 択 科 目)	実用フランス語技能検定	4 級以上	1 単位	1 単位